平成２１年（フ）第７９号
岩手県九戸郡洋野町種市第20地割１番地１
債務者　角嶋　葉月
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１８７号
栃木県足利市助戸新山町1630番地
債務者　山内　順子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２５５７号
横浜市青葉区市ケ尾町596番地　ハピネス森403
債務者　阿久津恭一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９５号
横浜市南区高砂町１丁目６番地　ライオンズマンション高砂904号室
債務者　李　　鎮東（ＬＩ　ＣＨＵＮ　ＴＵＮＧ）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６６８号
横浜市都筑区見花山11番25号　フィオーレ102
債務者　小川　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第７０号
北海道室蘭市東町３丁目１番10号、支店北海道登別市緑町２丁目31番地２
破産者　株式会社坪井製作所
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１９年（フ）第１８号
富山県高岡市戸出光明寺413番地
破産者　株式会社中田組
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３４号
熊本県玉名市岱明町鍋４番地
破産者　有限会社植田建設
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３８８号
愛知県春日井市玉野町567番地
破産者　玉川印刷工業こと　山田　修次
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８８５号
宮城県石巻市丸井戸２丁目６番10号、開始決定時の住所仙台市青葉区旭ケ丘４丁目27番５号　北上ハイツ203
破産者　白出徳治郎
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
仙台市泉区加茂２丁目42番地の２
破産者　関　　市弥
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
埼玉県草加市谷塚町255番地２　第13谷塚ウィーンハイツ303号
破産者　千葉　裕子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第２０４４号
広島市中区吉島新町２丁目34番13―202号
破産者　上田商店こと　上田　康文
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１８３４号
福岡県太宰府市吉松２丁目８番22―102号、旧住所表示福岡県太宰府市大字吉松240番地４―102号
破産者　若林　泰彦
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡市中央区草香江１丁目３番36―403号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区笹丘３丁目20番15―801号
破産者　篠原　徹雄
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１４９号
山形県鶴岡市林崎乙69番地
破産者　佐藤　　坦
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第２０号
福島県郡山市咲田２丁目23番13号
破産者　小倉　照子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係